

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	7
◎高知県理容師法施行細則の一部を改正する規則	8
◎高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則	9
告 示	
○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (食品・衛生課)	11
落札公告	
○落札者等の公告 (教育委員会事務局教育政策課)	11

 規 則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成28年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成2年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第2条第2号及び第3号中「の職員」を「に掲げる職員」に改める。

第3条の見出しを「（公文書開示請求書等）」に改め、同条第1項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第2項中「規定による」を「規定に基づく」に改める。

第5条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第2項中「そのおそれがあるとき」を「そのおそれがあると認めるとき」に改め、同条第3項中「公文書の写し等」を「公文書等の写し等」に改める。

第6条ただし書中「よりがたいとき」を「より難いとき」に、「相当と」を「相当であると」に改める。

第8条の見出し中「公文書」を「公文書等」に改め、同条第1項中「公文書」を「公文書等」に改め、同条第2項中「公文書」を「公文書等」に、「別表のとおり」を「別表に定めるとおり」に改め、同条第4項中「条例第15条の規定による」及び「若しくは決定」を削る。

第9条の見出し中「公表」を「公表の方法」に改め、同条中「行う」を「する」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（諮問をした旨の通知書）

第9条 条例第15条の3第3項の規定による通知は、別記第10号様式により行うものとする。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県知事 様

請求者 郵便番号
住所
氏名
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

公文書開示請求書

高知県情報公開条例第5条の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求する公文書の件名等 (開示の請求する公文書を特定することができるように内容等をできるだけ具体的に記入してください。)		
開示の方法	1 閲覧又は視聴	2 写し等の交付
写し等の交付の方法	1 来庁	2 郵送

※下欄には、記入しないでください。

対象公文書	件名	(年度)
	担当課 (所)	電話番号 内線
備考		

第2号様式 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

決定期間延長通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、高知県情報公開条例第10条第2項の規定に基づき、次のとおり決定期間を延長しましたので、通知します。

公文書の件名			
延長前の決定期間の満了年月日	年	月	日
延長後の決定期間の満了年月日	年	月	日
決定期間の延長の理由			
担当課 (所)	電話番号	内線	
備考			

第3号様式 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事



公文書開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、高知県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日		
公文書の件名			
開示の日時及び場所	日時	年 月 日	時 分
	場所		
担当課 (所)	電話番号	内線	
備考			
注 1 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課 (所) に連絡してください。 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。			

第4号様式 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事



公文書部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、高知県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日		
公文書の件名			
開示の日時及び場所	日時	年 月 日	時 分
	場所		
公文書の一部を開示しない理由	高知県情報公開条例第6条第1項第 号該当 (理由)		
担当課 (所)	電話番号	内線	
備考			
注 1 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課 (所) に連絡してください。 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。			

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第5号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



公文書非開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、高知県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
公文書の件名	
公文書を開示しない理由	高知県情報公開条例第6条第1項第 号該当 (理由)
担当課(所)	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



公文書の存否を明らかにしない決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、高知県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
請求の内容又は公文書の件名	
公文書の存否を明らかにしない理由	高知県情報公開条例第8条該当 (理由)
担当課(所)	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



公文書不存在決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、高知県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書が存在しないことを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
請求の内容又は公文書の件名	
公文書が存在しない理由	
担当課（所）	電話番号 内線
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第8号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



公文書の開示に関する通知書

年 月 日付けであなたに関する情報が記録されている公文書の開示の請求があり、高知県情報公開条例第6条第2項の規定により次のとおり（開示・部分開示）することを決定しましたので、同条例第10条第6項の規定により通知します。

処分決定年月日	年 月 日
公文書の件名	
開示する公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示する理由	
開示の日時	年 月 日 時 分
担当課（所）	電話番号 内線
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第9号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



事案移送通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、高知県情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、請求に対する決定は、移送を受けた実施機関が行います。

請求の内容又は公文書の件名	
事案を移送した実施機関及び担当課（所）	電話番号 内線
事案を移送した理由	
事案の移送を受けた実施機関及び担当課（所）	電話番号 内線
備考	

第10号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



公文書開示審査会諮問通知書

高知県情報公開条例第15条の3第1項の規定により次のとおり高知県公文書開示審査会に諮問しましたので、同条第3項の規定により通知します。

審査請求に係る開示決定等又は開示請求に係る不作為	処分決定又は請求の年月日	年 月 日
	公文書の件名又は請求の内容	
審査請求の内容（諮問に係る部分）		
審査請求があった年月日		年 月 日
諮問年月日		年 月 日
担当課（所）	電話番号 内線	
備考		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の知事が管理する公文書の開示等に関する規則別記第1号様式は、この規則による改正後の知事が管理する公文書の開示等に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第20号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年高知県規則第144号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「公文書の写し」を「公文書等の写し等」に改める。

第11条第3項中「条例第33条の規定による」及び「若しくは決定」を削る。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（諮問をした旨の通知書）

第17条 条例第33条の3第3項の規定による通知は、別記第28号様式により行うものとする。

別記第2号様式及び別記第3号様式中

「写し等の交付」

を

「写し等の交付（来庁 郵送）」

に改める。

別記第6号様式から別記第10号様式まで、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第26号様式及び別記第27号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「その決定」を「その裁決」に改める。

別記様式に次の1様式を加える。

第28号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

個人情報保護審査会諮問通知書

高知県個人情報保護条例第33条の3第1項の規定により次のとおり高知県個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第3項の規定により通知します。

審査請求に係る開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為	処分決定又は請求の年月日	年 月 日
	個人情報の内容又は請求の内容	
審査請求の内容（諮問に係る部分）		
審査請求があった年月日		年 月 日
諮問年月日		年 月 日
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号	内線
備考		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第21号

高知県理容師法施行細則の一部を改正する規則

高知県理容師法施行細則（平成5年高知県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

郵便番号

住所

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

理容所開設届

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

理容所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	開設予定年月日	年 月 日		
	構造及び設備の概要	別添のとおり		
管理理容師	住所	氏名	生年月日	
			年 月 日	
	登録番号	登録年月日		
	第 号	年 月 日		
	資格認定講習会修了番号	資格認定講習会修了年月日	資格認定講習会受講都道府県名	
	第 号	年 月 日		
理容師	氏名	生年月日	登録番号	登録年月日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
理容師でない従業者	氏名	氏名	氏名	
理容師に、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その理容師の氏名及び疾病名				
同一の場所で現に美容所を開設している場合又は開設しようとする場合	名称			
	開設（予定）年月日	年 月 日		

（裏面）

- 注 1 「管理理容師」欄に記入した理容師については、「理容師」欄への記入は不要です。
- 2 「資格認定講習会」とは、理容師法第11条の4第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。
- 3 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 開設者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (2) 開設者が外国人の場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し
 - (3) 理容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図並びに所在地を明らかにした見取図
 - (4) 理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所を開設する場合は、管理理容師が理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会を修了したことを証する書類（管理理容師資格認定講習会の修了証書の原本等）
 - (5) 理容師免許証の原本
 - (6) 理容師全員に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第22号

高知県美容師法施行細則の一部を改正する規則

高知県美容師法施行細則（平成5年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

**別記
第1号様式**（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
住所
（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
氏名 ㊤
（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

美容所開設届

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

美容所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	開設予定年月日	年 月 日		
	構造及び設備の概要	別添のとおり		
管理美容師	住所	氏名	生年月日	
			年 月 日	
	登録番号	登録年月日		
	第 号	年 月 日		
	資格認定講習会修了番号	資格認定講習会修了年月日	資格認定講習会受講都道府県名	
	第 号	年 月 日		
美容師	氏名	生年月日	登録番号	登録年月日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
美容師でない従業者	氏名	氏名	氏名	
美容師に、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その美容師の氏名及び疾病名				
同一の場所で現に理容所を開設している場合又は開設しようとする場合	名称			
	開設（予定）年月日	年 月 日		

（裏面）

- 注 1 「管理美容師」欄に記入した美容師については、「美容師」欄への記入は不要です。
- 2 「資格認定講習会」とは、美容師法第12条の3第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。
- 3 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 開設者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (2) 開設者が外国人の場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し
 - (3) 美容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図並びに所在地を明らかにした見取図
 - (4) 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所を開設する場合は、管理美容師が美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会を修了したことを証する書類（管理美容師資格認定講習会の修了証書の原本等）
 - (5) 美容師免許証の原本
 - (6) 美容師全員に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">----- 告 示 -----</p> <p>高知県告示第218号</p> <p>理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会（以下「講習会」と総称する。）の指定を平成28年4月1日付で次のとおり行った。</p> <p style="text-align: right;">平成28年4月1日 高知県知事 尾崎 正直</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講習会の主催者 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 2 講習会の実施期間及び実施場所 平成28年8月22日（月）から同年9月12日（月）まで 愛媛県松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館 3 講習会の講習科目及び講習時間数 (1) 公衆衛生 4時間 (2) 理容所及び美容所の衛生管理 14時間 4 講習会の受講料 18,000円 5 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先 愛媛県松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2階 公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所 <p style="text-align: center;">----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p style="text-align: right;">平成28年4月1日 高知県教育長 田村 壮児</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 落札に係る借入物品の名称及び数量 マイクロソフトEESライセンス（Microsoft Desktop Education All Languages License/SA Pack MVL（2UJ-00001）） 3,000ライセンス 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 	<p style="text-align: center;">高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 落札者を決定した日 平成28年1月26日 4 落札者の氏名及び住所 リコーリース株式会社四国支店 香川県高松市東ハゼ町9番地7 5 落札金額 月額 2,106,000円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 政令第6条の公告をした日 平成27年12月8日 	
---	--	--